

1 要望事項

宗教法人法 81 条によって解散命令を受けた宗教法人には、通常の宗教法人の解散の場合と異なり、他の団体（教団の指定する団体）への財産承継を認めないよう法律の改正を強く求める。 原稿です。25. 4. 18 弁護士加納雄二

2 その理由は、

①同法 81 条 1 項 1 号は解散命令の根拠につき「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」と定める。

これに違反すると認められれば、まさにその宗教法人は解散させられる。すなわち宗教法人としての活動を停止させられる。

しかし、財産承継を認めるなら、その承継先の団体が同様の活動をしているなら解散命令の効力が失われるからである。

ところで、旧統一教会は、解散命令を受けた後に、天地正教に財産を承継させることが明らかになった。

この天地正教は、現在旧統一教会そのものである。独自の活動があるのだろうか。

歴史的には、以下の判例にもあるとおり、旧統一教会のダミー団体、いや一体の団体である（被告（統一教会）が平成 11 年に天地正教を事実上吸収合併したとされている。）（札幌地裁）。

今回の東京地裁の解散命令の論拠は、端的には、膨大な「財産的被害」の存在である。

旧統一教会の財産の多くは、このようは財産的被害の集積である。

解散命令が確定すれば、清算人が選任され、旧統一教会の財産を管理し、被害者の救済に充てられることになる、清算人の権限強化については、既に被害弁護士日弁連が意見を表明している。この旧統一教会の清算手続き、被害者救済手続きを充実させることが、まず第一の課題である。

しかし、同時に残余財産の扱いの問題も重大な課題である。

天地正教のような旧統一教会と一体の団体に財産承継を認めれば、解散命令の効果として旧統一教会の宗教法人の解散、活動停止の効力が全く失われ、解散命令が無意味となる。まさに解散命令の抜け道であることは明らかである。

免税特権も承継されるのである（→注）。

③ 繰り返すが、以下のような地裁決定の内容（3. 25 付き日新聞から引用）なあるとおりの活動が承継され、そこへ財産が提供されることになるのは明らかであって絶対に認めるべきではない。

「旧統一教会は、その宗教活動の過程で生じた、信者によって行われた不法行為に該当する献金勧誘などの行為によって、類例のない甚大な被害を生じさせ、今も類似の被害を生じさせるおそれがある状況が残っている。旧統一教会に事態

の改善を図ることを期待するのは困難というべきだ。」

「また、不法行為に該当する献金勧誘などの行為によって得られた献金収入などにつき法人格を利用して収受管理し、宗教法人に与えられた税制上の優遇措置を受けている。旧統一教会に法人格を与えたままにしておくことは極めて不適切だ。解散によって法人格を失わせるほかに適当かつ有効な手段は想定しがたい。」

。なお、従前靈感商法被害対策弁連が、文科省（文化庁）に旧統一教会の解散命令の申立を要請した際には、当然ながら、旧統一教会と一体の天地正教の解散命令も同時に要請していた。

注：オウム真理教の場合は、解散命令の後、破産手続きに移行したが十分な賠償はなされなかった。そして、資産の無い後継団体が賠償義務を引きついだが、未だに十分な賠償はなされていない。この旧統一教会の場合も、後継団体が、賠償義務を引き継ぐことで財産承継を認めるべきではないだろう。相当悪額の財産を承継して同様の活動を続けることになるからである。絶対に認めるべきではない。

3 統一教会と天地正教は一体であることは、統一教会の代表理事が認められていた。

資料①～③は当時統一教会の代表役員（会長）であった藤井菱雄から、加納、山口に送られてきた内容証明郵便である。②は複数の弁護士に送られている。

①②の文書の末尾の藤井の肩書は、
世界基督教神霊協会 協会長 藤井菱雄
宗教法人 天地正教 会長 藤井菱雄
と書いてある。

②の封筒には、統一教会と天地正教が並んで書いてある。このような判子があるようだ。

で、内容につき、

「統一教会並びに天地正教の支払と返済を一時停止し、根本的に整理し、再出発します。」という文言が繰り返され、

「出来る限り負債額4000億円（統一教会三千二百億円、天地正教八百億円）を解決し、裁判問題とウラミ等々の争いが一日も早く終結することを願うものであります。」

とある通り、負債額として、具体的かつ並列的に、統一教会三千二百億円、天地正教八百億円の数字をあげ、双方の代表者として支払い義務のあることを認めている。

「勿論藤井は当時の統一教会の代表者。しかし天地正教のほうの代表役員になっ

たことはないと思うけど、藤井がそう言っているのは事実)。

4 判例も、統一教会と天地正教の一体性を認めている。

①京都地方裁判所 平成7年(ワ)第1971号 平成14年10月25日判決

被告は、また、原告丁谷秋子及び原告戊野の献金先である天地正教は被告とは別個の宗教法人であり、民法七一五条による責任を負わないと主張するが、上記認定事実によれば、連絡協議会は、被告の信者をして、天地正教名を利用して、被告への献金の勧誘行為をさせていたのであるから、被告の上記主張は採用できない。

②札幌地裁 平成13年6月29日判決

(3)さらに、被告は、天地正教は被告とは全く別の宗教団体であり、被告との間に指揮命令関係もない旨主張する。

しかしながら、天地正教の教主である川瀬カヨが昭和47年頃から文鮮明をメシアとして信奉していたこと(争いのない事実)、平成元年頃には天地正教から被告に入信してくることを前提に、被告信者に対し、天地正教における立ち振る舞いについて指示が出されていたこと(甲B356)、被告が平成11年に天地正教を事実上吸収合併したとされていること(甲82)などに照らせば、遅くとも昭和63年頃には、被告と天地正教徒の間に、指揮命令系統が存在したものと認めるのが相当である。

③札幌地裁平成24年3月29日

3 天地正教について

被告は、天地正教は統一協会とは別個独立の宗教法人であり、指揮命令関係はないと主張する。しかし、教主であるC1がA1を救世主として信奉していたこと(争いのない事実)、壮婦信者の中には天地正教の活動に従事する者もいたこと(②事件の認定事実)、被告の教区が主導して作成したと認められる甲第40号証には、平成11年に天地正教が統一協会と事実上吸収合併したとの記載があること、天地正教の信者に献金をした原告X8は、統一協会の信者から献金の勧誘を受け、霊界解放と称して念珠や弥勒菩薩を購入した家庭(ママ)で当該献金を行っており、その際のトーカーは統一協会の献身者であったこと(第3章の認定事実)などの事情に照らせば、平成11年以前においても、被告と天地正教の間には少なくとも指揮命令関係があったと認めるのが相当である。

④ 以下桜井先生 十勝毎日の記事

帯広にはもともと、「拝み屋」として活動していた教祖の女性（故人）が設立した「天運教」があり、その活動の中で教祖が旧統一教会の教えに触れ、「天地正教」と改名した経緯がある。「天地正教」は旧統一教会が靈感商法を行う組織「霊石愛好会」を引き継いだ。教祖女性死後の1999年に事実上、旧統一教会に吸収されている。

ー旧統一教会の十勝の活動について。

旧統一教会の靈感商法を天地正教に代理で行わせる戦略だった。靈感商法が問題となっていた80年代には功を奏していたこともあったが、「統一教会本体でやってもいいのではないか」という声が教団内で上がり、天地正教を維持するメリットはなくなっていった。旧統一教会は天地正教を取得はしたものの、使い道がなくなっていったというのが実態だ。

こちら追加

ク 天地正教についての桜井論文

平成10年9月30日発行の「宗教研究」317号所収の桜井義秀の「新宗教教団の形成と地域社会との葛藤」と題する論文（甲385）には、次のような記載がある。「1987年3月16日、天運教創立30周年記念祝賀会が開催され、信者代表が「天運教をさらに大きく全国へ発展させていきたい」と力説した10月1日の役員会で宗教法人の申請が決定され、11月26日に北海道知事より認証を受け、直ちに登記する。元旦に「汝ら、名を天地正教と改め、天地にはばたけ」との啓示により、名称の変更届を出す。1988年1月、宗教法人天地正教に名称変更する。こうして、カヨは天地正教の教祖となったが、天地正教は設立1年にして全国に27支部・道場を持つ全国規模の教団に成長する。これは霊石愛好会という団体が1988年に天地正教支部・道場に名称を変更したからである。霊石愛好会は、靈感商法の販売業者たちが「自粛宣言」（統一教会の事業部門であるハッピー・ワールド社が、通産省や国民生活センターに「誤解を招く商品の販売を禁止する旨を関連業者に徹底させる」という文書を提出したこと）を出してから組織された宗教団体であり、活動としては「霊石に感謝する集い」を各地で開催し、内部の道場で壺・多宝塔等の頒布を行う。但し購入代金として多額の金を受け取るのではなく、献金の形にしている。この団体は、1987年8月に全国各地で設立されたものであるが、これに先立つ同年6月に全国靈感商法被害対策弁護士連合会が組織され、統一教会の活動実態を調査して行政・市民に認知を促すほか、被害者救済のためのネットワーク作り、損害賠償請求の裁判を支援するなど多角的な活動を展開し始めていた。カ

ヨは同団体の出版物『霊石の恵み』に霊能者として序文を寄せ、価値は霊界から来るもので、心眼で悟らなければいけない、それは与えられたものだから金銭のあるなし、値段にかかわらず受けなければならないと説いている。天運教は天地正教設立以前に霊石愛好会と関わりを持っていたことが伺えるが、天地正教側は霊石愛好会会長が正式に文書で関係がないことを言明しているとしてこれを否定している。しかし、天地正教は、天運教時代には帯広に本部を持つ十膨管内の1宗教団体に過ぎなかった。それが、わずか1年で、宗教法人化、名称変更、全国規模の教団になったのは、内生的発展ではありえない。天運教には霊石愛好会から教団組織を運営するための資産と人員が提供され、特に教義・儀礼面に関しては1976年より統一教会から知的資源が導入されていた但し、教団再編のメカニズムを立証するに十分な内部資料を得ていない現段階では、天運教と天地正教の教団組織面の落差から教団再編のからくりを推測するのみである。しかし、以下で概観する天地正教の教義・儀礼、信者の出自に資源の在処は明らかであろう。天地正教の祭壇は、カヨが啓示に基づいて1980年代初期に作られ、3殿4聖を祀り、天によって祝別された壇であるとされる。天は大宇宙の根元者であり、①慈愛の心情をもつ人格の神、②男女、陰陽の中和的存在、父母なる神、③創造の神、④法則の神である。3殿とは祭壇の段数であり、天の基本数、天地界の縦軸（上中下、過去・現在・未来）である。4聖とは祭祀の対象物であり、天地界の横軸（東西南北）であり、具体的には①弥勒慈尊像、救世主の象徴、②釈迦塔と③多宝塔である。釈迦塔は男性多宝塔は女性を象徴し、人格完成した聖なる人間、理想の夫婦とされる。④聖石は天的人格を完成させた天の心情を体得した人間の象徴である。これら祭壇上にある祭祀対象物の中には靈感商法で問題になっている物品と酷似しているものがある。祭祀対象は救世主としての弥勒信仰であるが、1995年の親尊影奉斎之儀、及び1996年の第2回弥勒祭りにおいて、2代目教母が弥勒は文鮮明夫妻であると宣言した。カヨの言葉を辿ると、弥勒とは①神様の心情と慈愛を抱かれた真実の親であられるお方、②家庭浄土を自ら完成し、御身をもって人々を家庭浄土に導いて下さるお方、③不幸の原因となっている根本的悪因縁を清算してくれるお方、④世界平和の道を切り開き、弥勒浄土を実現される当来仏であり、再臨主でもある。しかしながら、カヨ自身が現在の教義である弥勒信仰を創出したとは考えにくい。それは神示であるにせよ、通俗道徳を教えとし、民族宗教レベルの儀礼、カヨの霊威でもっていた天運教が、天地正教となって突然、世直しを志向するメシヤ思想としての弥勒信仰を打ち出す教義上の関連が見られない。先述した霊石愛好会の刊行物からは弥勒信仰の記事が随所に見られ、この段階から弥勒信仰が用意されていたものと推定されるがカヨ自身にも受容の契機があったと思われる。カヨが神憑りになったきっかけ

は、真言密教の行者との問答の最中であり、修行の手始めは鈴蘭公園 88 箇所巡りである。しかも、祭神に弘法大師をいただいていた。弘法大師の奇跡信仰、入定から弥勒としての下生信仰の内容が、部分的にでもカヨの知識にあったのではないか。それが、統一教会の明瞭なビジョン化（原理講論のメシヤ信仰、韓国ツアーによる弥勒信仰遺跡巡り等）によって、カヨ自身が持っていた一切の救済・解決願望と親和的に結びついたと思われる。もちろん、カヨの弥勒信仰は民族宗教の域にあり、千年王国運動や急進的セクト集団が持つ強烈な終末思想やメシヤ信仰とは性質を異にするものであり、その意味では、統一教会の宗教的世界観に包摂されたことは間違いない。」